

「知的財産に関する特別世論調査」の概要

平成20年10月23日
内閣府政府広報室

- 調査概要
- | | |
|-------|------------------|
| 調査対象 | 全国20歳以上の者3,000人 |
| 有効回収数 | 1,770人(59.0%) |
| 調査期間 | 平成20年9月11日～9月21日 |
| 調査方法 | 調査員による個別面接聴取 |
- 調査目的
- 知的財産に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。
- 調査項目
- 1 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか
 - 2 「ニセモノ」購入についての認識
 - 3 国の啓発活動の認知度
 - 4 インターネットの利用状況
 - 5 インターネット上で個人により映画等が公開・共有されているのを見聞きしたことがあるか
 - 6 他人の著作物を許諾なくインターネット上で公開・共有することが違法だと知っていたか
 - 7 インターネット上での違法な公開・共有への対策として有効な手段
- 調査実績
- 知的財産に関する特別世論調査（平成18年7月、平成16年7月）

<お願い>

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話 03(3581)0070
FAX 03(3580)1186

「知的財産に関する特別世論調査」の要旨

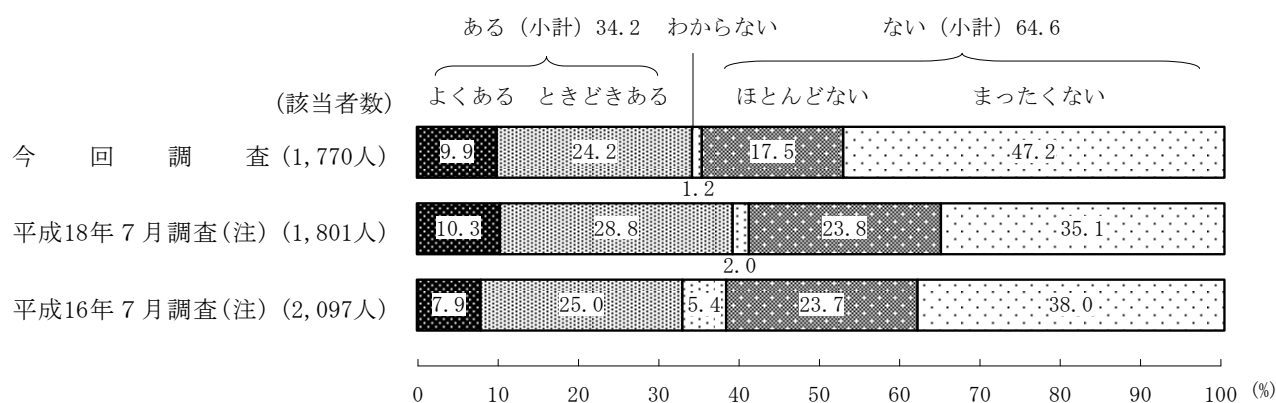
平成 20 年 10 月
内閣府政府広報室

調査時期：平成 20 年 9 月 11 日から平成 20 年 9 月 21 日
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人
回収結果：1,770 人 (59.0%)

1 「ニセモノ」購入を見聞きしたことがあるか

平成 20 年 9 月

・ある (小計)	34.2%
・よくある	9.9%
・ときどきある	24.2%
・ない (小計)	64.6%
・ほとんどない	17.5%
・まったくない	47.2%
・わからない	1.2%

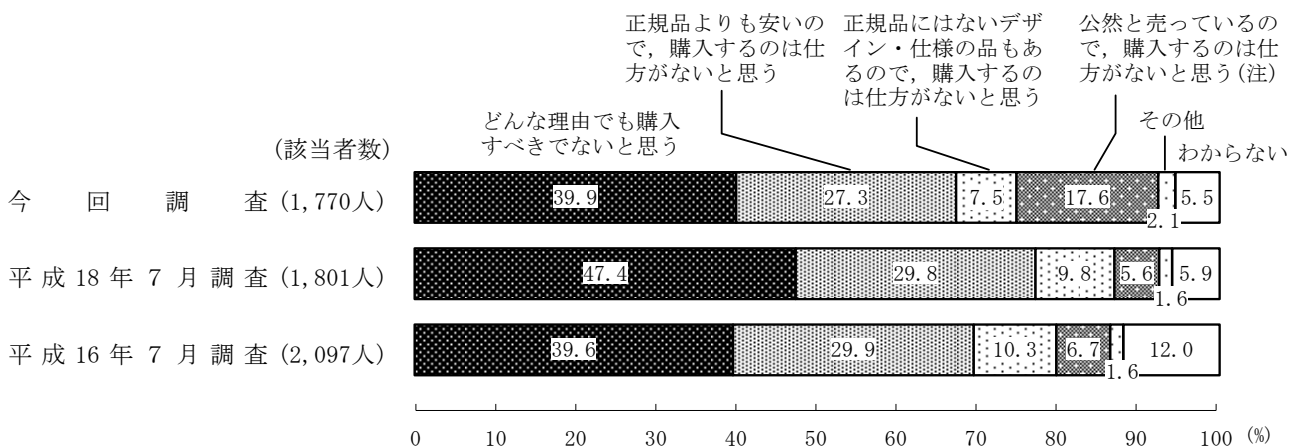


(注) 平成 18 年 7 月調査までは、『あなたの身の回りで、「ニセモノ」であることをわかった上で、おみやげなどで海外から「ニセモノ」を購入したり、インターネットを通じて「ニセモノ」を購入 (したり) しているのを見聞きしたことがありますか。』と聞いている。

2 「ニセモノ」購入についての認識

平成 20 年 9 月

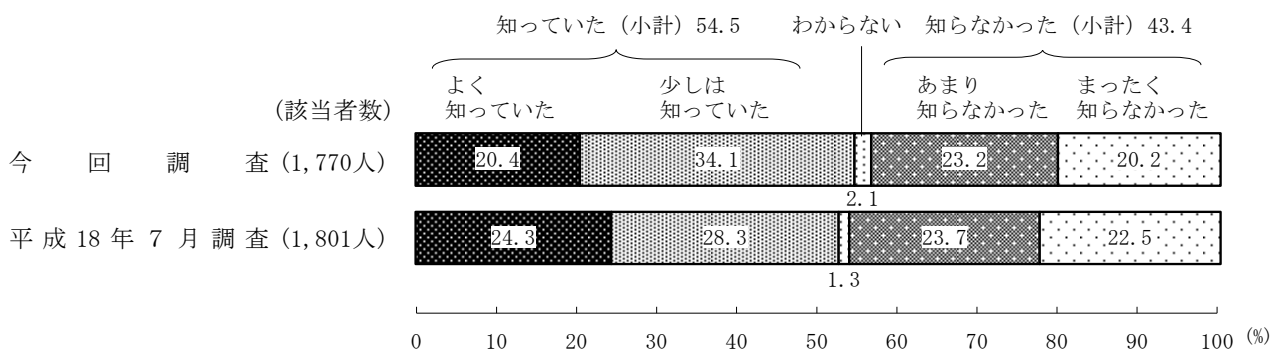
- ・どんな理由でも購入すべきでないと思う 39.9%
- ・正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う 27.3%
- ・正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う 7.5%
- ・公然と売っているので、購入するのは仕方がないと思う 17.6%
- ・その他 2.1%
- ・わからない 5.5%



(注) 平成 18 年 7 月調査までは、「公然と売っているので、購入してもよいと思う」となっている。

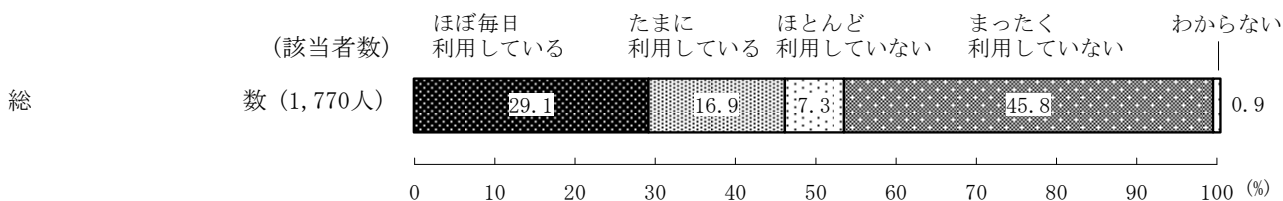
3 国の啓発活動の認知度

	平成 18 年 7 月		平成 20 年 9 月
・知っていた (小計)	52.6%	→	54.5%
・よく知っていた	24.3%	→	20.4%
・少しは知っていた	28.3%	→	34.1%
・知らなかった (小計)	46.1%	→	43.4%
・あまり知らなかった	23.7%	→	23.2%
・まったく知らなかった	22.5%	→	20.2%
・わからない	1.3%	→	2.1%



4 インターネットの利用状況

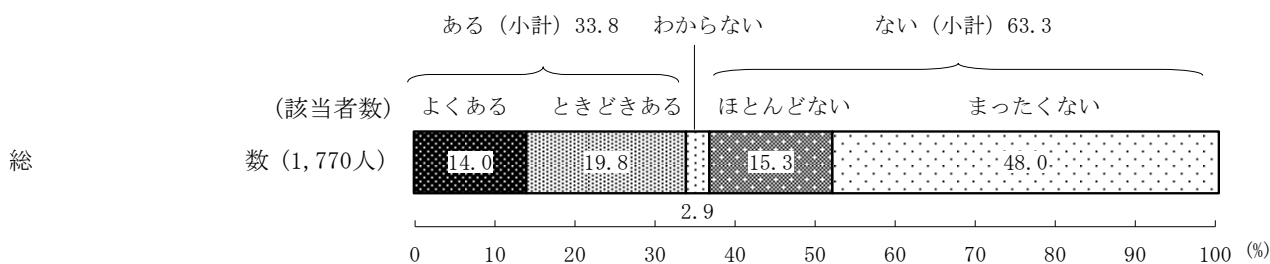
	平成 20 年 9 月
・ほぼ毎日利用している	29.1%
・たまに利用している	16.9%
・ほとんど利用していない	7.3%
・まったく利用していない	45.8%
・わからない	0.9%



5 インターネット上で個人により映画等が公開・共有されているのを見聞きしたことがあるか

平成 20 年 9 月

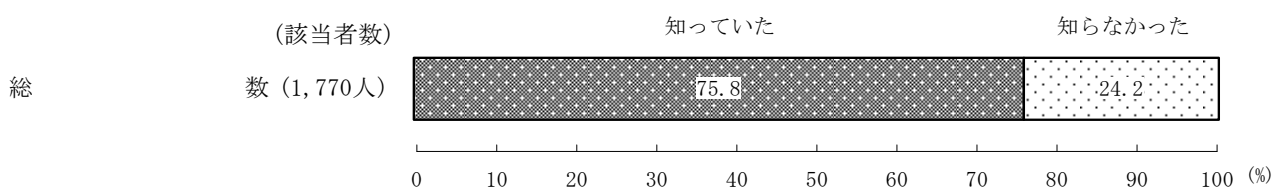
- ・ある (小計) 33.8%
 - ・よくある 14.0%
 - ・ときどきある 19.8%
- ・ない (小計) 63.3%
 - ・ほとんどない 15.3%
 - ・まったくない 48.0%
- ・わからない 2.9%



6 他人の著作物を許諾なくインターネット上で公開・共有することが違法だと知っていたか

平成 20 年 9 月

- ・知っていた 75.8%
- ・知らなかった 24.2%



[参考] インターネット上に著作物を無断で置くことが違法だと知っていたか

	該 当 者 数	知 っ て い た	知 ら な か っ た	わ か ら な い
平成 16 年 7 月 調査 (注)	人 2,097	% 67.0	% 24.9	% 8.1

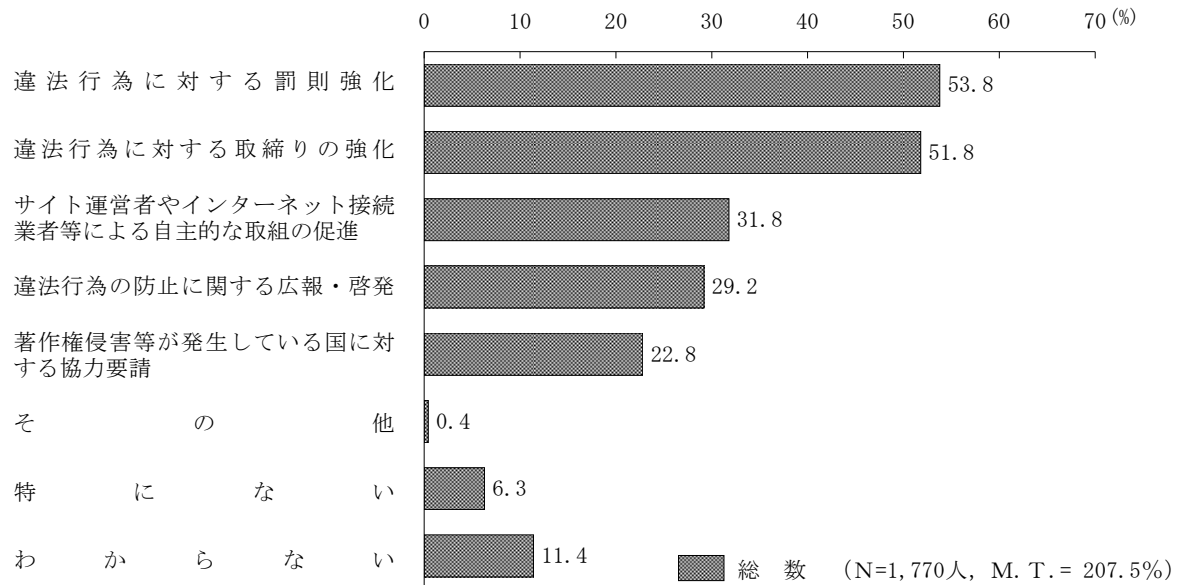
(注) 「あなたは、映画やコンピュータソフトなどの著作物を、著作者の同意がないままインターネットで誰でも手に入れられる状態に置くことが違法であることを知っていましたか。」と聞いている。

7 インターネット上での違法な公開・共有への対策として有効な手段（複数回答）

平成 20 年 9 月

・違法行為に対する罰則強化	53.8%
・違法行為に対する取締りの強化	51.8%
・サイト運営者やインターネット接続業者等による自主的な取組の促進	31.8%
・違法行為の防止に関する広報・啓発	29.2%
・著作権侵害等が発生している国に対する協力要請	22.8%
・その他	0.4%
・特にな	6.3%
・わからない	11.4%

(複数回答)



知的財産に関する特別世論調査

調査時期：平成 20 年 9 月 11 日から平成 20 年 9 月 21 日
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人
回収結果：1,770 人 (59.0%)

話は変わりますが、次に時事問題として「知的財産」についてお伺いします。

(【資料 1】を調査対象者に提示し、読んでもらった上で質問する。)

【資料 1】

発明やデザイン、音楽や映画など、人間の知的活動により生み出されるものを「知的財産」といいます。これらは発明者や創作者の正当な権利として保護されています。しかし、街頭やインターネット上で、バッグや時計などの偽ブランド品や、音楽 CD、映画の DVD などの海賊版（いわゆる「ニセモノ」）が売買されていることが問題になっています。これら「ニセモノ」を製造・販売することは知的財産の権利の侵害であり、罰則の対象となります。また、現行法上、「ニセモノ」を購入することに対して罰則はありませんが、安全性の問題や、正規品が売れなくなることによる産業自体の衰退、また消費者の利益が損なわれるなどの問題が指摘されています。

Q 1 【回答票 17】ここ数年の間に、あなたの身の回りで、「ニセモノ」であることをわかった上で、おみやげなどで海外から「ニセモノ」を購入したり、インターネットを通じて「ニセモノ」を購入したりしているのを見聞きしたことがありますか。この中から 1 つだけお答えください。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (9.9) (ア) よくある | (47.2) (エ) まったくない |
| (24.2) (イ) ときどきある | (1.2) わからない |
| (17.5) (ウ) ほとんどない | |

Q 2 【回答票 18】あなたは、「ニセモノ」であることをわかった上で「ニセモノ」を購入することについて、どう思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- | |
|---|
| (39.9) (ア) どんな理由でも購入すべきでないと思う |
| (27.3) (イ) 正規品よりも安いので、購入するのは仕方がないと思う |
| (7.5) (ウ) 正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので、購入するのは仕方がないと思う |
| (17.6) (エ) 公然と売っているので、購入するのは仕方がないと思う |
| (2.1) その他 () |
| (5.5) わからない |

Q 3 【回答票 19】国では、ニセモノを撲滅するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」として、ポスター、テレビ CM、インターネットなどの媒体を通じた啓発活動を行っています。あなたは、このような取り組みをご存じでしたか。この中から 1 つだけお答えください。

- | |
|-----------------------|
| (20.4) (ア) よく知っていた |
| (34.1) (イ) 少しは知っていた |
| (23.2) (ウ) あまり知らなかった |
| (20.2) (エ) まったく知らなかった |
| (2.1) わからない |

（【資料2】を調査対象者に提示し、読んでもらった上で質問する。）

【資料2】

近年、インターネット上で個人により映画やアニメ、テレビ番組、音楽、ゲーム等が公開・共有（※）される例が増大しています。

映画やアニメ、テレビ番組、音楽、ゲーム等は著作権で保護される著作物であり、他人が権利を有する著作物を許諾なくインターネット上で公開・共有すると、原則として違法となります。これらの行為は正規品の販売を阻害し、産業を衰退させる原因となるほか、創作者への利益の還元がされないために新たな創作活動の基盤を損なうとの指摘もされています。

※「自らのホームページでの公開、関係するホームページに投稿することによる公開、専用ソフトを使用した共有など」

Q 4 【回答票 20】あなたは、パソコンや携帯電話などで、日常、仕事・私的利用を問わずホームページ（Web(ウェブ)）の閲覧や電子メール送受信など、インターネットを利用しますか。

- (29.1) (ア) ほぼ毎日利用している
- (16.9) (イ) たまに利用している
- (7.3) (ウ) ほとんど利用していない
- (45.8) (エ) まったく利用していない
- (0.9) わからない

Q 5 【回答票 21】ここ数年の間に、インターネット上で個人により映画やアニメ、テレビ番組、音楽、ゲーム等が公開・共有されているのを見聞きしたことがありますか。
この中から1つだけお答えください。

- (14.0) (ア) よくある
- (19.8) (イ) ときどきある
- (15.3) (ウ) ほとんどない
- (48.0) (エ) まったくない
- (2.9) わからない

Q 6 あなたは、他人が権利を有する著作物を許諾なくインターネット上で公開・共有した場合、原則として違法となることをご存じでしたか。

- (75.8) 知っていた
- (24.2) 知らなかった

Q 7 【回答票 22】あなたは、インターネット上での違法な公開・共有への対策として有効な手段にはどのようなものがあると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (29.2) (ア) 違法行為の防止に関する広報・啓発
 - (51.8) (イ) 違法行為に対する取締りの強化
 - (53.8) (ウ) 違法行為に対する罰則強化
 - (31.8) (エ) サイト運営者やインターネット接続業者等による自主的な取組の促進
 - (22.8) (オ) 著作権侵害等が発生している国に対する協力要請
 - (0.4) その他 ()
 - (6.3) 特にない
 - (11.4) わからない
- (M. T. =207.5)